

# 治療と就業の両立に向けて

## ～治療しながらの就業、休職・復職のルール～

参加無料

医療技術の進歩により、疾病を抱えながら働く労働者が増加しています。しかし、疾病への理解不足や職場の支援体制が十分でなく離職するケースが少なくありません。

そのため、労働施策総合推進法の改正により、令和8年4月1日から職場における治療と就業の両立支援の取組が努力義務となり、「治療と就業の両立支援指針」が策定されました。

事業主は、従業員の就業による症状悪化を防ぎ、治療を受けながら安心して働き続けられるよう就業との両立を支援するための相談対応や体制整備、必要な措置を講じることが求められています。

今回の講座では、「治療と就業の両立に向けて」をテーマに、治療と就業の両立支援指針のポイントと休職・復職について学びます。

### 1 治療と就業の両立

- (1) 治療と就業の両立とは
- (2) 両立支援指針
- (3) 支援の進め方

### 2 休職・復職

- (1) 休職とは
- (2) 休職をめぐる法制度
- (3) 復職にあたっての留意点
- (4) リハビリ勤務（試し出勤）をめぐる留意点

令和8年 **12** 月 **2** 日（水）14:00～16:00

座間市役所 5 階 5-1 会議室

講 師

**後藤 究**（ごとう きわむ）氏  
成城大学法学部 准教授

（プロフィール）

2016年3月中央大学大学院法学研究科博士前期（修士）課程修了

2020年8月ミュンヘン大学 LL.M. コース修了

その後、公益財団法人連合総合生活開発研究所研究員、長崎県立大学地域創造学部専任講師を経て現職

【研究分野】人文・社会/社会法学/労働法学

対 象

人事労務担当者、労働者など、どなたでも

定 員

**30**人 事前申込制（先着順）

申込方法

- ①電話（下記問合せ先）
- ②FAX（裏面の申込書）
- ③フォームメール（こちらから▶）



街頭労働相談会  
同日開催！

主催：神奈川県かながわ労働センター県央支所（申込・問合せ 046-296-7311）

共催：座間市

かながわ労働センター県央支所

検索



令和 8 年度労働講座（座間）

## 「治療と就業の両立に向けて」

～治療しながらの就業、休職・復職のルール～

受講申込書 神奈川県かながわ労働センター県央支所 宛

|                 |            |                    |                              |
|-----------------|------------|--------------------|------------------------------|
| ふりがな<br>氏名※     |            | 連絡先<br>電話番号※       |                              |
| 住所<br>(市区町村名のみ) | 市 区<br>町 村 | 受講者区分<br>(該当番号に○印) | 1 人事・労務担当者<br>2 労働者<br>3 その他 |

同日開催の街頭労働相談会への参加希望（場所：座間市役所 1 階アトリウム 時間：12:00～17:00）

|      |       |                  |  |
|------|-------|------------------|--|
| 参加希望 | あり・なし | 差し支えない場合<br>相談内容 |  |
|------|-------|------------------|--|

※必須事項（必ずご記入ください）

■ 個人情報 は本セミナー に関してのみ利用し、目的外には利用しません。  
 申込は先着順です。定員を超え、参加いただけない場合のみご連絡します。  
 連絡がない場合はご参加いただけますので、当日直接会場にお越しください。

## 会場案内：座間市役所 5 階 5-1 会議室

〒252-8566 座間市緑ヶ丘 1-1-1

■ 小田急小田原線 相武台前駅から徒歩約 15 分

小田急小田原線 座間駅から徒歩約 20 分

■ 座間市役所の駐車場利用可（無料）

■ バスをご利用の場合

相武台前駅から（神奈川中央交通）

停留所番号 1 番

系統番号 台 04 海 10 台 12

市役所・谷戸山公園前又は座間市役所入口で下車



### 【同日開催：街頭労働相談会（無料）】

場所：座間市役所 1 階アトリウム 時間：12:00～17:00

働く上での不安や悩みをかながわ労働センター相談員が個別にお受けします。